

介護認定及び障がい福祉サービス認定業務事務処理最適化支援業務委託 プロポーザル実施要項

標記業務委託について公募型プロポーザル方式の手続きを実施するので、次のとおり参加者を募集します。

1 業務概要

(1) 業務委託名

介護認定及び障がい福祉サービス認定業務事務処理最適化支援業務委託

(2) 目的及び概要

生産年齢人口の減少や少子高齢化の進展等に伴い、今後自治体の経営資源はますます制約されることが想定される一方、複雑・多様化する行政課題や、デジタル社会への変化に伴う新たな行政需要への対応が必要であり、本市においても「上質な生活都市」の実現に向けた持続可能な市政運営体制の構築、行政サービスの最適化に取り組んでいくことが不可欠である。特に、本業務の対象となる要介護（要支援）及び障がい福祉サービスの認定業務は、今後更に認定者数の増加が見込まれることから、抜本的な事務処理方法・体制の見直しを図り、迅速化や平準化を進めていく必要がある。

そこで、これらの業務の現状分析を行い、市民サービスの向上や事務処理方法の効率化に向けた課題や方向性の整理を行うとともに、今後の社会情勢の変化やＩＣＴツールの活用なども踏まえた最適な在り方検討を行う上での支援を求めるもの。

(3) 業務内容

「介護認定及び障がい福祉サービス認定業務事務処理最適化支援業務委託 基本仕様書」のとおり

(4) 履行場所

ア 熊本市役所 熊本市中央区手取本町 1－1

イ その他、必要に応じて委託者の指定する本業務に関係する部署（熊本市内）

(5) 履行期間

契約締結日から令和 8 年（2026 年）3 月 27 日まで

(6) 提案上限額

6,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

2 担当部局

熊本市総務局行政管理部改革プロジェクト推進課

〒860－8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 本庁舎 6 階

電話：096-328-2110（直通）

電子メール：kaikakuproject@city.kumamoto.lg.jp

3 選定スケジュール

実施公告	令和7年（2025年）4月11日（金）
参加表明書、 基本仕様書等交付期間	令和7年（2025年）4月11日（金） ～令和7年（2025年）5月26日（月）
参加表明書の提出期限	令和7年（2025年）4月24日（木）
参加資格審査結果通知	令和7年（2025年）4月28日（月） 予定
質問書提出期限	令和7年（2025年）5月12日（月）
質問書回答期限	令和7年（2025年）5月15日（木）
企画提案書等の提出期限	令和7年（2025年）5月19日（月）
ヒアリング審査	令和7年（2025年）5月26日（月） 予定
選定結果通知	令和7年（2025年）5月下旬予定
契約締結	令和7年（2025年）6月上旬予定

※ただし、参加表明書提出者数により、スケジュールを変更する可能性がある。

4 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 本件プロポーザルに事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。

本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員についても併せて（５）の要件を全て満たす者であること。

５ 申請手続等

（１） 参加表明書、基本仕様書等の交付期間及び方法

令和７年（２０２５年）４月１１日（金）から令和７年（２０２５年）５月２６日（月）まで。

熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は２の担当部局で配布する（担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第３２号）第１条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く）。

郵送又は電送（電子メール等）による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前９時から午後５時まで。熊本市ホームページでは、その運用時間内にダウンロードできる。

なお、基本仕様書等は、令和７年（２０２５年）５月２６日（月）までの間、２の担当部局で閲覧に供する。

（２） 参加手続き等

本件プロポーザル参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、参加資格の有無は市長の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

（ア） 参加表明書（様式第１号）

（イ） 参加資格審査調書（様式第２号）

持参、郵送又は電送（電子メール等）により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。電送（電子メール等）により提出する場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期限

令和７年（２０２５年）４月２４日（木）午後５時まで

郵送する場合は、令和７年（２０２５年）４月２４日（木）午後５時までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。電送（電子メール等）により提出する場合は、提出期限までに着信確認を行うこと。

ウ 提出部数

各１部とする。

エ 提出先

（ア） 持参又は電送（電子メール等）の場合

２の担当部局

（イ） 郵送の場合

〒８６０－８６０１ 熊本市中央区手取本町１番１号 本庁舎６階

熊本市総務局行政管理部改革プロジェクト推進課 宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

オ 留意事項

(ア) 様式は、参加表明書等提出日時点で記載すること。

(イ) 事業協同組合として本件プロポーザルに参加する場合は、参加資格審査調書（様式第2号）中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載してもよいこととする。この場合に、うち1組合員でも4(9)に規定された要件を満たさない場合は参加資格がないと認める。

(3) 参加資格の確認

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）は、書面により通知する。

6 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 説明会

説明会等は実施しない。

8 基本仕様書等に対する質問

(1) 基本仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）により持参又は電子メールにて提出すること。ただし、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和7年（2025年）4月11日（金）から令和7年（2025年）5月12日（月）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和7年（2025年）5月15日（木）までに開始し、令和7年（2025年）5

月26日（月）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

9 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

- (1) 参加する者が1者であっても、プロポーザルを実施する。
- (2) 参加表明者がいなかった場合は、再度公告し、参加表明書等の提出期限を延長する。
この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。なお、再度公告し 参加表明者が1者以上の場合、プロポーザルを実施するものとする。

10 企画提案書等の提出について

5(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、企画提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出方法

ア 企画提案書提出書（様式第3号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 業務の実施体制（様式第4号）

エ 類似業務等実績一覧（様式第5号）

※記載する類似業務は、国又は地方自治体から直接受注した業務として、令和2年度（2020年度）以降に履行が完了した業務実績とする。（参加表明書等提出日までに業務が完了したものに限る。）

※記載した実績について、契約書の写しまたは発注者の履行証明書及び仕様書の写しを添付すること。添付されていない場合または提出された書類では同種業務の実績を有することが判断できない場合は、当該実績を有しているとは認めない。

※該当する実績が無い場合は、提出不要。

オ 見積書（任意様式。ただし、業務項目ごとの内訳を記載すること。）

提出書類の規格はA4版左とじ・横書き・両面とする。A4サイズより大きな書類がある場合はA4サイズに折り込むこと。

(ア) 上記、提出書類ア～オまでの書類については、紙媒体で正本1部を持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

(イ) また、提出書類ア～オまでの書類及び提出書類のイ 企画提案書について参加者名（社名等）が判別されないように施した企画提案書の内容を記録したデータについては、電子メールでも2の担当部局へ提出すること。なお、データ容量の都合で、電子メールでの提出が難しい場合は、本市指定のファイル送受信システムでの提出も可能なため、2の担当部局へ相談すること。

(2) 提出期限

令和7年（2025年）5月19日（月）午後5時まで

郵送する場合は、令和7年（2025年）5月19日（月）午後5時までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

(1)について電子メールで提出する際には、必ず電話で着信を確認すること。

(3) 提出部数

(7)の紙媒体については、正本1部を提出すること。

(4) 提出先

ア 持参の場合

2の担当部局

イ 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 本庁舎6階

熊本市総務局行政管理部改革プロジェクト推進課 宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「提案書在中」を明記すること。

1.1 企画提案書等に関するヒアリングの実施

(1) 実施日時

令和7年（2025年）5月26日（月）予定。（参加者数により変更の可能性有り）

(2) 実施方法

オンラインによる質疑応答形式

時間やオンライン参加方法等については、別途指示する。

(3) 企画提案書等に関するヒアリングは、以下に定めるほか、「別添2 介護認定及び障がい福祉サービス認定業務事務処理最適化支援業務 受託候補者選定委員会 審査基準」に沿って実施する。

(4) 出席者は、3名以内とする。

(5) ヒアリングは、非公開とする。

(6) ヒアリング時間は、25分以内を予定する。（最初15分以内で参加者による説明の後、選定委員会の委員による質疑を10分以内で行う。）

(7) ヒアリング時の説明に際しては、提出した企画提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(8) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、当該プロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時にヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、このプロポーザル参加者のヒアリング実施項目は、全て0点として取り扱うものとする。

1 2 審査の方法等

(1) 審査の主体

「介護認定及び障がい福祉サービス認定業務事務処理最適化支援業務受託候補者選定委員会設置要綱」に基づき「介護認定及び障がい福祉サービス認定業務事務処理最適化支援業務受託候補者選定委員会」において行う。

(2) 審査の基準

「別添 2 介護認定及び障がい福祉サービス認定業務事務処理最適化支援業務 受託候補者選定委員会 審査基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

企画提案書等及びヒアリングを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、複数の提案者が同点の場合には、審査項目のうち、「2 詳細分析業務」の合計点数が高い者を上位とする。

「2 詳細分析業務」の合計点数も同じ場合は、くじにより決定する。

(4) いずれの提案も合計点数が180点以下の場合には、要求する水準に満たないものとして候補者の選定に至らないものとする。

1 3 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより次の事項を公表するものとする。

(1) 提案者の商号又は名称（ただし、提案者が2者であった場合は、契約候補者の商号又は名称のみ表示）

(2) 提案者（契約候補者のみ商号又は名称を表示）の評価点

1 4 契約候補者として決定されなかった者に対する理由の説明

(1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1 5 仕様の詳細に係る協議

(1) 本業務委託に係る仕様の詳細については、契約候補者の提案書に記載された提案内容をもとに、契約候補者と協議を行い、市にて決定するものとする。この場合において、提案書に記載した提案内容について、契約候補者からの変更は原則として認めないものとする。ただし、市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式の審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものとして市が認めるものについては、この限りではない。

- (2) 契約候補者と協議が調わなかった場合は、契約次点候補者を新たな契約候補者として仕様の詳細について協議を行うものとする。この場合における当該契約次点候補者の提案内容の取扱いについても15(1)と同様とする。
- (3) 契約候補者と協議が調った場合は、契約候補者は当該仕様に基づき、見積書を提出するものとし、予定価格の制限の範囲内で市と契約を締結するものとする。

16 その他の留意事項

- (1) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則(昭和39年規則第7号)第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合は、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 契約候補者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明(ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。)を提出したとき。

(3) 契約書(案)

熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

(4) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び企画提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び企画提案書等の作成及び提出(並びにヒアリング)に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は返却しない。なお、熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)の規定により、開示する場合がある。

エ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 企画提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、こ

の企画提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

- (5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について書面により説明を求めることができる。
- (6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が4に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。